

— 特記仕様書 —

石巻市版:令和7年12月1日以降

施工条件明示書

工事番号			工事名	湊東2号公園遊具移設工事		部署名	建設部都市計画課		
項 目			条 件	内 容			施 工 方 法	備 考	
1 共通仕様書の適用			本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。また、仕様書の内、一部内容を別紙1のとおり読み替えるものとし、規程・規則等について石巻市で制定されている場合はこれを適用するものとする。加えて、別紙2の「1」「2」の内容については適用しないものとする。						
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置									
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」			○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)					
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)			○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1ー1ー4によること。					
(3) 上記以外			●	請負者は現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手					
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は配置技術者の工事現場への専任は要しない。 宮城県出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html									
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置									
建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の宮城県出納局契約課ホームページを参照すること。https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。									
4 積算基準及び設計単価の適用期日									
(1) 積算基準及び設計単価の適用について			●ある	○ない	適用年月日は令和8年7月1日以降である。				
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更			●ある	○ない	本工事は当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。				
					適用「なし」の理由				
5 工程関係									
(1) 関連工事による施工時期の調整			○ある	●ない					
(2) 施工時期による制限			●ある	○ない	本市別課発注工事において、鹿妻保育所解体工事を秋季に予定しており、解体工事前に各遊具の移設を行う。				
(3) 関係機関等との協議の未成立			○ある	●ない					
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加			○ある	●ない					
6 公害対策関係									
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限			○ある	●ない					
7 安全対策関係									
(1) 交通安全施設等の指定			○ある	●ない	交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備検定(1級または2級)の合格者を配置するものとする。				
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限			○ある	●ない	地下埋設物管理者へ試掘への立会を求め、試掘の連絡をしてから作業を行うものとする。また、調査、試掘によって得られた結果を監督員へ書面で報告し、工法や位置を変える必要があるか検討すること。				
8 排水工関係									
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性			○ある	●ない					
9 建設副産物対策関係(建設発生土)									
(1) 建設発生土の処理・処分について			本工事の残土は下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。						
			処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考	
			名称	所在地					
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある	●ない				km	時 分 ～ 時 分	

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																			
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。(環境省または宮城県廃棄物対策課のHPを参照)。																
			処理・処分する場所		処理・処分方法		距 離	制 限 時 間											
			工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分											
		アスファルト塊	○ある	●なし			km	時 分 ～ 分											
		建設発生木材	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分											
		建設汚泥	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分											
		その他	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分											
(3) 再生材の利用			●ある	○ない	種類・数量	再生砕石													
11 現場環境改善																			
(1)現場環境改善費(率計上)について			●ある	○ない	本工事は現場環境改善費(率計上分)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 <table><tr><td>計上費目</td><td>実施する内容(率計上分)</td></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td></tr></table>					計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容(率計上分)																		
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減																		
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																		
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)																		
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																		
(2) 避暑(熱中症対策)・避寒対策費について			避暑(熱中症対策)・避寒対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設費の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上分)の50%とする。なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製氷機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調服や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。																
(3) 快適トイレの設置費について			受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費(営繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。																
12 品質証明																			
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。														
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。														
13 標準的な設計図書による発注方式			○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。														
14 資材関係																			
(1)生コンクリート					生コンクリートの使用に当たっては「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。														
(2)購入土					購入土を使用する場合は材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。														
(3)宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。			必須		1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は原則として宮城県グリーン製品を用いること。														
			○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材														
			○ある	●ない	3. その他()														
(4)県内産製品の使用			○ある	●ない	本工事は「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。宮城県事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/konsanzai.html														
(5)現場吹付法枠工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は18N/mm2以上とする。																
15 設計変更の手続き																			
(1)設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約約款第18条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。																
			詳細については、以下の宮城県ホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ>しごと・産業>土木・建築・不動産業>建設業>設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】																

16 その他			
(1) 舗装の下請制限について	○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によること。
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は当該工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3) 三者会議の対象の有無	○ある	●ない	本工事は工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－5によること。
(4) 貸与資料の有無	○ある	●ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料（ ）
(5) 発注者支援（工事監督支援業務）対象の有無	○ある	●ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者（所属会社等名・氏名）の通知を行うこと。
(6) 法定外の労災保険の付保について	本工事では法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は工事請負契約約款第59条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。		
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	○ある	●ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8) 盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下の宮城県ホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html		

働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目	条 件		内 容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象	●対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は施工計画・技術提案等（いわゆる作文）の評価対象外とする。（「簡易型（施工計画型）」、「標準型」、「高度型」の場合） —なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上（設計変更）	○対象	●対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	●対象	○対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、受注者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。ただし、受注者がシステムの構築がされていない場合は、対象外とする。
(2)工事書類の簡素化の試行について	○あり	●なし	本工事は工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進	本工事は受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。（ http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html ）		
19 週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	●対象	○実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、石巻市「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)。(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法（平成30年6月成立）による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2)週休2日工事の種別	●現場閉所型	○交替制	現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。		
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	○対象	●対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○対象	●対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	●ある	○ない	1 本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 10.64% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.10% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	
(2)労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	本工事は「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。	
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	●ある	○ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他必要と思われる事項
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	●ない		
25 その他				
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	●ある	○ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の土砂、碎石、捨石、被覆石等の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、土砂等の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。	
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	●ある	○ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1	

特 記 事 項

項 目	内 容
1 追加事項1 暴力団等の排除について	(1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。)別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。 (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長(以下「管轄警察署長」という。)から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は再受託者(再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。)としてならな い。 (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。 (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)を行うこと。 (5) 受注者は、(4)により警察へ通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載))により建設工事等担当課長に報告すること。 (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。 (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。 (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。
2 追加事項2 主任技術者の兼務について	(1) 配置予定の技術者の雇用関係及び専任期間等については、監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号)に基づき適正に配置することとし、兼務できる工事の数は専任が必要な工事を含む場合は2件までとする。
3 追加事項3 現場代理人の兼務について	(1) 石巻市工事請負契約約款第10条第3項に基づき、発注者が認めた場合には工事現場における常駐を要しないこととし、石巻市が発注する複数工事の現場代理人の兼務を認め、兼務できる工事の件数は2件までとする。ただし、建設業法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。
4 追加事項4 建設業退職金共済制度について	(1) 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書の写しを請負契約締結後1ヶ月以内に発注者に、また、工事完成時には履行状況について、監督職員を通じて検査職員に提出しなければならない。
5 追加事項5 市内企業及び資材活用促進について	(1) 受注者は、下請契約を締結及び資材を調達する場合は、当該契約・調達先として市内業者を優先的に採用するよう努めること。なお、市内業者とは、石巻市内に本店・支店を置く事業者をいう。
6 追加事項6 工事検査書類の簡素化等について	(1) 受注者は、工事を進めるにあたり、「完成書類一覧」や「完成書類の主な注意点」に基づき、作成書類の簡素化等に努めること。 以下の石巻市ホームページを参考すること。 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/20240402103038.html

別紙1

共通仕様書・共通特記 仕様書記載内容	⇒	読み替え後
宮城県土木部	⇒	石巻市
県	⇒	市
契約書第9条	⇒	契約書第8条
契約書第10条	⇒	契約書第9条
契約書第11条	⇒	契約書第10条
契約書第12条	⇒	契約書第11条
契約書第13条	⇒	契約書第12条
契約書第16条	⇒	契約書第15条
契約書第18条	⇒	契約書第17条
契約書第19条	⇒	契約書第18条
契約書第20条	⇒	契約書第19条
契約書第21条	⇒	契約書第20条
契約書第23条	⇒	契約書第22条
契約書第24条	⇒	契約書第23条
契約書第25条	⇒	契約書第24条
契約書第30条	⇒	契約書第29条
契約書第31条	⇒	契約書第30条
契約書第33条	⇒	石巻市工事検査規程第3条第3号
契約書第34条	⇒	契約書第32条
契約書第35条	⇒	契約書第33条
契約書第36条	⇒	契約書第34条
契約書第37条	⇒	契約書第35条
契約書第41条	⇒	契約書第38条
契約書第42条	⇒	契約書第39条
契約書第48条	⇒	契約書第44条

別紙2

以下は本工事には適用しないものとする。
ただし、工事下請に係る法令等は遵守するものとする。

1. 共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-10第2項
2. 共通特記仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-9第1項
第1号のうち、宮城県建設工事元請下請関係適正化要綱第7条第2項